

令和5年第4回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年7月20日若狭町議会第4回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
4番	倉谷明君	5番	増井文雄君
6番	藤田正美君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

3番 西村 毅 君

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮 登志次 書 記 岡本 晃明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副 町 長	二本松 正広
教 育 長	松宮 毅	会 計 管 理 者	三宅 宗左
総 務 課 長	岡本 隆司	総合政策課長	岸本 晃浩
観光商工課長	佐野 明子	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰也	福祉課長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明男	健康医療課長	池田 和哉
建設課長	竹内 正	上下水道課長	飛永 浩志
産業振興課長	中村 和幸	パレア文化課長	山本 裕之
歴史文化課長	木下 忠幸	教育委員会事務局長	宮田 雅秋

6. 議事日程

日程第	1	会議録署名議員の指名について
日程第	2	会期の決定について
日程第	3	議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度町道3310号線防護柵設置工事）

(午前 9時20分 開会)

○議長（辻岡正和君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

夏本番を迎えましたが、皆様方には体調に十分注意していただき、お過ごしいただきたいと思っております。

そして本日、招集されました、令和5年第4回若狭町議会臨時会にあたり、議員各位には万障繰り合わせの上、御出席をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

本臨時会に提出されます議案については、契約の締結の1件であります。慎重な御審議と円滑な議事運営に、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、12名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。これより、令和5年第4回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様おはようございます。

本日、令和5年第4回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

7月に入り、線状降水帯の発生による大雨被害が全国各地で報告されております。福井県におきましても、7月13日の大雨により嶺北を中心に土砂崩れや道路の冠水、住宅への浸水が相次いで起こりました。被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

若狭町におきましては、大雨による被害は確認されておりませんが、いつ起こるか分からない災害に備え、常日頃から緊張感をもって業務に精励してまいります。

さて、本臨時会に御提案いたします案件は、工事請負契約の1件でございます。

議員の皆様には、十分ご審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により11番、坂本豊君、12番、今井富雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和5年4月分と5月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか、各担当課長等の出席を求めています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第49号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第3 議案第49号「工事請負契約の締結について（令和5年度町道3310号線防護柵設置工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度町道3310号線防護柵設置工事をさせていただくもので、去る7月18日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、何卒ご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま上程いたしました議案について、詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前 9時27分 休憩）

（午前 9時38分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。休憩前に引き続き、上程中の、議案第49号「工事請負契約の締結について（令和5年度町道3310号線防護柵設置工事）」を議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

議案第49号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行ないます。

議案第49号「工事請負契約の締結について（令和5年度町道3310号線防護柵設置工事」本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。

これをもって、令和5年第4回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、契約の締結の案件が議決されました。理事者各位におかれましては、本臨時会で可決された事業の執行につきまして、適切な取り扱いをいただくことを願うものであります。

猛暑の季節であります。議員、理事者各位には、自己の体調管理に十分ご留意をいただき、日々お過ごしいただきたいと思います。これで閉会の挨拶とさせていただきます。

閉会にあたり、町長より発言を求められていますので、これを許可します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、ご提案いたしました案件につきまして、妥当なるご決議を賜り、誠にありがとうございました。今後は工事が円滑に進むよう鋭意、努力をしてみたいと思います。

今年の夏は平年より暑くなるとされておりましたが、連日、気温が30度を超す真夏日が続いております。議員各位におかれましても、熱中症など健康には十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前9時41分 閉会）